

【資料2】

介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託仕様書

第1 委託業務名

介護業務改善総合相談センター開設・運営業務委託

第2 目的

深刻な介護人材不足が続く中、これまで県は介護従事者の負担軽減や業務の効率化による職場定着を図るため、介護ロボット・ICT（以下「介護ロボット等」という。）導入の経費補助を進めてきた。限られた人員で効率的に業務を行い、良質なケアの提供につなげようとする介護サービス事業者が増えたことで導入経費補助の申請数は増加している。

一方、導入前の課題分析が不十分だったことによる介護ロボット等の選定誤りや、介護ロボット等を活用する職員の固定化、業務オペレーションの改善が行われていないことに起因する介護ロボット等のミスマッチなどの問題が顕在化しており、関係団体等からは、相談窓口の設置など介護ロボット等の導入に伴うソフト面での支援を求める声が上がっている。

このような状況を踏まえ、介護業務改善総合相談センター（以下「センター」という。）を開設し、介護ロボット等の導入に係る相談対応や専門家による伴走型支援、介護ロボット・ICT人材の育成など、導入前から導入後の効果測定に至るまでの切れ目のない支援を展開し、より効果的な介護ロボット等の導入につなげ、介護サービス事業者の生産性の向上を図る。

第3 業務内容

業務内容は以下のとおりとする。

- 1 業務改善推進会議の開催
- 2 介護ロボット等の導入に係る相談対応
- 3 専門家による伴走型支援
- 4 介護ロボットの試用貸出し
- 5 介護ロボット・ICT人材の育成のための研修会・講演会の開催
- 6 先進的な取組を行うモデル事業所見学会の開催
- 7 生産性向上に関連する情報の収集・提供及びネットワークの構築
- 8 センターの普及啓発
- 9 その他、県と協議の上定める業務

第4 業務スケジュール案

業務スケジュール案は以下のとおりし、詳細は県と受託者の協議により決定する。

No	時期	内容
1	8月上旬	第1回業務改善推進会議の開催
2	8月下旬	センター開所、普及啓発用のポスター・チラシ等の作成及び配布
3	以降随時	センター事業の実施
4	9月上旬	第1回研修会・講演会の開催
5	11月下旬	第2回研修会・講演会の開催
6	3月上旬	第2回業務改善推進会議の開催
7	3月下旬	事業の振り返り、報告書作成

第5 センターの概要

センターの概要は以下のとおりとする。

1 開設場所

秋田市内で、県内介護サービス事業者が容易にアクセスできる場所とし、企画提案により具体化すること。

2 開設日

月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。）とする。

3 開設時間

午前9時から午後5時までと想定しているが、詳細は県と受託者の協議により決定する。

第6 仕様案

業務の仕様案は以下のとおりとし、企画提案により具体化するとともに、本業務の目的がより効果的に達成されるようにすること。また、本業務の目的を達成するために有効な独自提案があれば積極的に提案すること。

1 業務改善推進会議の開催

受託者は、センターの運営方針を決定するため、業務改善推進会議（以下「会議」という。）を開催すること。

なお、会議の設置要綱は県が定めるものとし、委員の任命は知事が行うものとする。また、以下の点に留意すること。

（1）会議の開催回数は年間で2回程度を想定していること。

（2）出席した委員に対し、委託料の範囲内で謝金及び旅費を支払うこと。

（3）ウェブ会議システムを活用するなど、より多くの委員が参加できるよう工夫すること。

2 介護ロボット等の導入に係る相談対応

受託者は、介護ロボット等の導入に関する全般的な課題について、介護サービス事業者からの相談に対応すること。その上で、専門家による助言や関連する他の事業と連携することで介護サービス事業者の課題の解決を図ること。

なお、相談に対応する職員を配置することとし、介護サービス事業者が容易に相談できる環境を整備すること。また、専任の人員配置とするかどうかは問わない。

3 専門家による伴走型支援

受託者は、介護ロボット等の導入により生産性向上に取り組もうとする介護サービス事業者に対し、介護現場の生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジーの導入等に係る専門家を個別に派遣し、助言等の支援を行うこと。

なお、以下の点に留意すること。

- (1) 伴走型支援の実施事業者数は、県と受託者の協議により決定すること。
- (2) 派遣した専門家に対し、委託料の範囲内で謝金及び旅費を支払うこと。

4 介護ロボットの試用貸出し

受託者は、介護サービス事業者から介護ロボットの試用貸出しの依頼を受け付け、開発企業や販売・貸与事業者（以下「介護ロボット事業者」という）等と連携の上、介護ロボットの試用貸出しを行うこと。

なお、以下の点に留意すること。

- (1) より多くの介護サービス事業者が試用貸出しを利用できるよう工夫すること。
- (2) 試用貸出しを行う機器については、公益財団法人テクノエイド協会ウェブサイトの「介護ロボットの試用貸出し」や「ロボット技術の介護利用における重点分野（平成29年10月改定）」の6分野13項目等が参考になること。
- (3) 試用貸出し期間の上限は、県と受託者との協議により決定すること。
- (4) 試用貸出しに協力する介護ロボット事業者等に対し、予算の範囲内で謝金を支払うこと。

なお、謝金の上限額は県と受託者の協議により決定すること。

5 介護ロボット・ICT人材の育成のための研修会・講演会の開催

受託者は、介護ロボット等の導入による生産性向上の取組の必要性や取組の方法、先進的な事例を広く普及・啓発するため、研修会・講演会を開催すること。

なお、以下の点に留意すること。

- (1) 研修会・講演会は合わせて2回以上開催すること。うち1回は、介護ロボット事業者等を集めた介護ロボット等の出張展示会と併せて開催すること。
- (2) 介護ロボット・ICT人材の育成に係る講師を選定し、県に報告すること。その上で、県から承諾のあった講師に対し研修会・講演会を依頼すること。
- (3) 講師に対し、予算の範囲内で謝金及び旅費を支払うこと。
- (4) 研修会・講演会がより効果的な内容となるよう工夫すること。
- (5) 参加者に対し、アンケートを実施すること。

6 先進的な取組を行うモデル事業所見学会の開催

受託者は、介護ロボット等を導入し生産性向上に先進的に取り組む事業所と調整し、モデル事業所見学会を開催すること。

なお、以下の点に留意すること。

- (1) モデル事業所見学会の開催回数は、県と受託者の協議により決定すること。
- (2) モデル事業所にふさわしい事業所を選定し、県に報告すること。その上で、県から承諾の

あった事業所に対し見学会の開催を依頼すること。

(3) モデル事業所に対し、予算の範囲内で謝金を支払うこと。

(4) 参加者に対し、アンケートを実施すること。

7 生産性向上に関連する情報の収集・提供及びネットワークの構築

受託者は、国等が実施する勉強会等に積極的に参加し、生産性向上に関連する情報を収集すること。その上で、関係機関等と連携を図ることでネットワークを構築し、介護サービス事業者が生産性向上に関連する情報に容易にアクセスできる体制を整備すること。

8 センターの普及啓発

受託者は、センターで実施する各種事業を広く周知することで、介護サービス事業者のセンター利用を促進すること。

第7 提出物及び成果品

県への提出物及び成果品は以下のとおりとする。

No	提出物及び成果品	提出時期
1	センター業務実施体制図	契約締結後14日以内
2	業務改善推進会議の議事録	会議終了後14日以内
3	相談対応の実施状況報告書	令和7年3月31日まで
4	伴走型支援の実施状況報告書	令和7年3月31日まで
5	試用貸出しの実施状況報告書	令和7年3月31日まで
6	研修会・講演会のアンケート集計結果	令和7年3月31日まで
7	モデル事業所見学会のアンケート集計結果	令和7年3月31日まで
8	業務完了報告書	令和7年3月31日まで

第8 契約に関する条件等

1 再委託等について

(1) 業務は、受託者自らが実施することを原則とするが、やむを得ない場合は再委託を認めることとする。ただし、その場合、受託者はあらかじめ、再委託する業務内容、再委託先、再委託金額、再委託する理由を明確にし、県の承諾を得なければならない。

(2) 受託者は、(1)により再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。

2 業務の履行に関する措置

(1) 県は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行について、著しく不相当と認められるときは、受託者に対してその理由を明示した書面を求め、必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

(2) 受託者は、(1)の要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県に書面で提出するものとする。

3 権利の帰属等

(1) 著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て県に帰属する。

(2) 受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。

(3) 受託者は、著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(4) 委託業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、県が出願人となって費用を負担し、登録手続を行う。

4 機密の保持

(1) 本業務（再委託した場合も含む。）を実施するに当たり、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途への使用はできないものとする。また、その防止のために必要な措置を講じるものとする。

(2) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受託者が負担することとする。

(3) この項目について、受託者は、契約期間終了後においても同様とする。

5 関係法令の遵守

受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

第9 その他

1 本委託の目的達成のために必要と認められるときは、県と委託候補者との協議により契約締結段階において内容の一部を追加、変更または削除し、委託内容を確定させることができるものとする。

2 契約締結後において、本委託の内容を変更することがある。この場合、変更する委託業務の内容は、県と受託者が協議の上、決定するものとする。

3 本委託が完了するまでの間、進捗状況の報告、問題点の協議・解決、本業務の履行のために必要な事項などは、必要の都度、県と受託者が協議して定める。

4 本委託により県に対し納品した成果品等については、業務完了後5年間保管すること。また、県の承諾なしに他に流用してはならないこと。

5 受託者は本業務の実施に当たり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守するとともに信義誠実にその受託内容を履行すること。

6 その他、この仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議の上、決定するものとする。